

# 経 済 産 業 省

20220325 貿局第1号  
輸出注意事項2022第11号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年3月29日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は令和4年4月5日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年1月6日付け輸出注意事項62第11号）

改正後

現行

(略)

0・1 (略)

2 輸出の承認 (略)

2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認

(1) (略)

(1の2) ベラルーシ又はロシアを仕向地とする貨物の輸出（輸出令別表第2の3 第一号及び第二号に掲げる貨物に限る。）、ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とする貨物の輸出及びベラルーシ又はロシアを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）については、原則として承認を行わない。ただし、別に定める輸出承認基準に該当する場合には承認を行うことがある。

(1の3) ロシアを仕向地とする貨物の輸出（輸出令別表第2の3第三号に掲げる貨物に限る。）については、承認を行わない。

(2)～(5) (略)

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解	釈
(略)	(略)	(略)	(略)

(6) 輸出令別表第2の3第二号の解釈

輸出令別表第2の3第二号の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第2の3第二号中、次の表の「輸出令別表第2の3第二号」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2の3第二号（これに基づく別表第2の3貨物省令を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2の3中解釈を要する語」

(略)

0・1 (略)

2 輸出の承認 (略)

2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認

(1) (略)

(1の2) ベラルーシ又はロシアを仕向地とする貨物の輸出（輸出令別表第2の3に掲げる貨物に限る。）、ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とする貨物の輸出及びベラルーシ又はロシアを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）については、原則として承認を行わない。ただし、別に定める輸出承認基準に該当する場合には承認を行うことがある。

(新設)

(2)～(5) (略)

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解	釈
(略)	(略)	(略)	(略)

(6) 輸出令別表第2の3の解釈

輸出令別表第2の3の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第2の3中、次の表の「輸出令別表第2の3第二号」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2の3第二号（これに基づく別表第2の3貨物省令を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2の3中解釈を要する語」欄に掲

欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとするほか、1-1(7)(イ)の解釈を準用する。

げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとするほか、1-1(7)(イ)の解釈を準用する。

輸出令別表第2の3第二号	輸出令別表第2の3中 解釈を要する語	解	釈
(略)	(略)	(略)	(略)

輸出令別表第2の3第二号	輸出令別表第二の三中 解釈を要する語	解	釈
(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1の2 北朝鮮を仕向地とする貨物に関する輸出の承認  
 輸出令第2条第1項第一号の二に規定する北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出については、原則として輸出の承認を行わない。

2-1-1の3 ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物に関する輸出の承認  
(1) ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までに規定する輸出(同項第一号の四に規定する輸出にあっては、輸出令別表第2の3第一号及び第二号に掲げる貨物の輸出に限る。)については、原則として承認を行わない。ただし、別に定める輸出承認基準に該当する場合には承認を行うことがある。

(2) ロシアを仕向地とする輸出令別表第2の3第三号に掲げる貨物の輸出については、承認を行わない。(第一号又は第二号に該当する貨物であって、第三号にも該当する貨物の場合も同様に扱う。)

2-1-2～4-2-1 (略)

4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い  
 (1)～(3) (略)  
 (4) 輸出令別表第5第三号については、次により取り扱う。  
 ただし、輸出令別表第2の2に掲げる貨物であって、北朝鮮を仕向地とするもの及び輸出令別表第2の3第三号に掲げる貨物であって、ロシアを仕向地とするものは輸出特例とはならない。  
 (イ)～(ハ) (略)  
 (ニ) 輸出令第4条第2項第二号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は次の表1に、同号ホに規定する「別表第2の3第三号に掲げる貨物」

2-1-1の2 北朝鮮を仕向地とする貨物に関する輸出の承認  
 輸出令第2条第1項第一号の2に規定する北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出については、原則として輸出の承認を行わない。

2-1-1の3 ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物に関する輸出の承認  
 ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までに規定する輸出については、原則として承認を行わない。ただし、別に定める輸出承認基準に該当する場合には承認を行うことがある。

(新設)

2-1-2～4-2-1 (略)

4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い  
 (1)～(3) (略)  
 (4) 輸出令別表第5第三号については、次により取り扱う。  
 ただし、輸出令別表第2の2に掲げる貨物であって、北朝鮮を仕向地とするものは輸出特例とはならない。

(イ)～(ハ) (略)  
 (ニ) 輸出令第4条第2項第二号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

物」の解釈は次の表2に掲げるところにより行う。

なお、表中「アメリカ合衆国通貨〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。」とあるのは、財務大臣が日本銀行において公示する基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を用いて円通貨への換算を行うものとする。

(ホ) (略)

表1

輸出令別表第2の2の号	貨物名	解釈 (対象となる関税率表の番号等)
(略)	(略)	(略)

表2

輸出令別表第2の3第三号の細目	貨物名	解釈 (対象となる関税率表の番号等)
イ	アルコール飲料及びエチルアルコール	<u>22.03、22.04 (2204.22及び2204.30を除く。)、22.05、22.06、2207.10、22.08</u> (4万円を超えるものに限る。)
ロ	葉巻たばこ、シエルート、シガリロ及び紙巻たばこ(たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。)	<u>24.02 (2402.20を除く。)</u> (4万円を超えるものに限る。)
ハ	香水類、オー	<u>33.03、33.04 (3304.30を除く。)、3</u>

なお、表中「アメリカ合衆国通貨〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。」とあるのは、財務大臣が日本銀行において公示する基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を用いて円通貨への換算を行うものとする。

(ホ) (略)

(新設)

輸出令別表第2の2の号	貨物名	解釈 (対象となる関税率表の番号等)
(略)	(略)	(略)

(新設)

	<u>デコロン類</u> <u>その他の調</u> <u>製香料及び</u> <u>美容用、メー</u> <u>キヤップ用</u> <u>又は皮膚の</u> <u>手入れ用の</u> <u>調製品その</u> <u>他の化粧品</u> <u>類</u>	<u>307.90</u> <u>(4万円を超えるものに限る。)</u>
<u>ニ</u>	<u>トランク、ス</u> <u>ーツケース、</u> <u>携帯用化粧</u> <u>道具入れ、エ</u> <u>グゼクティ</u> <u>ブケース、書</u> <u>類かばん、通</u> <u>学用かばん、</u> <u>ハンドバッ</u> <u>グ、財布その</u> <u>他これらに</u> <u>類する容器</u> <u>及びズボン</u> <u>つりその他</u> <u>の衣類附属</u> <u>品</u>	<u>42.02 (4202.92を除く。)、4203.40</u> <u>(4万円を超えるものに限る。)</u>
<u>ホ</u>	<u>毛皮製のオ</u> <u>ーバーコー</u> <u>トその他の</u> <u>毛皮製品</u>	<u>43.03</u> <u>(4万円を超えるものに限る。)</u>
<u>ヘ</u>	<u>じゅうたん</u> <u>その他の紡</u> <u>織用繊維の</u>	<u>57 (5702.49を除く。)</u> <u>(4万円を超えるものに限る。)</u>

	<u>床用敷物</u>	
<u>ト</u>	<u>つづれ織物</u>	<u>58.05</u> <u>(4万円を超えるものに限る。)</u>
<u>チ</u>	<u>スキースーツ、水着、絹製のブラウスその他の衣類及び絹製のショールその他の衣類附属品</u>	<u>6110.30、61.12、6206.10、6211.11から6211.20まで、6213.90、6214.10、6215.10</u> <u>(10万円を超えるものに限る。)</u>
<u>リ</u>	<u>スキー靴、スポーツ用の履物その他の履物</u>	<u>6401.92、64.02(6402.20及び6402.91を除く。)、64.03、64.04(6404.19を除く。)、6405.10</u> <u>(10万円を超えるものに限る。)</u>
<u>ヌ</u>	<u>革製その他の材料製の帽子(安全帽子並びにゴム製及びプラスチック製のものを除く。)</u>	<u>6506.99</u> <u>(10万円を超えるものに限る。)</u>
<u>ル</u>	<u>磁器製の食卓用品その他の陶磁製品</u>	<u>69.11、69.14</u> <u>(4万円を超えるものに限る。)</u>
<u>ヲ</u>	<u>ガラス製品(鉛ガラス製のものに限る。)</u>	<u>7013.22、7013.33、7013.41、7013.91</u> <u>(4万円を超えるものに限る。)</u>
<u>ワ</u>	<u>天然又は養</u>	<u>71.01、7102.10、71.03、7104.</u>

	<u>殖の真珠、貴石及び半貴石並びにこれらの製品、銀及び金並びにこれらの製品、特定金属（銀及び金を除く。）の製品並びに特定金属を張つた金属の製品</u>	<u>91、71.06（7106.10を除く。）、7108.13、71.13、71.14（7114.11を除く。）、7115.90、71.16</u> <u>（金を主たる材料とする物を除き、4万円を超えるものに限る。）</u>	
カ	<u>船舶推進用エンジン及びその部分品並びに携帯用の自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）</u>	<u>8407.21、8407.29、8408.10、8409.91（船舶推進用エンジンに使用する部分品に限る。）</u> <u>（130万円を超えるものに限る。）</u> <u>8471.30</u> <u>（4万円を超えるものに限る。）</u>	
コ	<u>乗用自動車その他の自動車、モーターサイクル（モペットを含む。）、補助原動機付</u>	<u>87.03</u> <u>（600万円を超えるものに限る。）</u> <u>87.06（乗用自動車用のものに限る。）、8707.10</u> <u>（200万円を超えるものに限る。）</u> <u>87.11（8711.10を除く。）</u> <u>（60万円を超えるものに限る。）</u>	

	<u>きの自転車及びサイドカー並びにこれらの部分品及び附属品</u>	<u>8714.10</u> <u>(20万円を超えるものに限る。)</u>
<u>タ</u>	<u>呼吸用機器及びガスマスク(機械式部分及び交換式フィルターのうちいずれも有しない保護用マスクを除く。)</u>	<u>90.20</u> <u>(4万円を超えるものに限る。)</u>
<u>レ</u>	<u>腕時計、懐中時計その他 の携帯用時計(ストップウォッチを含み、ケースに特定金属又は特定金属を張つた金属を使用したものに 限る。)</u> 及びその部分品	<u>91.01、9111.10、9111.90(特定金属(銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。以下同じ。))又は特定金属を張つた金属を使用したケースの部分品に限る。)</u> 、 <u>9113.10</u> <u>(4万円を超えるものに限る。)</u>
<u>ソ</u>	<u>グランドピアノ</u>	<u>9201.20</u> <u>(20万円を超えるものに限る。)</u>
<u>ツ</u>	<u>美術品、収集品及びこつ</u>	<u>97(金貨その他金を主たる材料とする物を除く。)</u> <u>(4万円を超えるものに限る。)</u>

とう

(注) 上記に定める金額は、原則として、商品を構成する最小単位となる箱やパッケージ、その他これらに相当するものの1単位当たりの金額とする。

(5) ～ (11) (略)

(12) 輸出令別表第5第十二号に規定する「本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないもの(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)」の取扱いは次による。ただし、輸出令別表第2の20、21、21の2、25、35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であってそれぞれの項の下欄に掲げる地域を仕向地とするもの、北朝鮮を仕向地とする貨物、輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までに規定するベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物並びに同告示第六号及び第七号に該当する貨物は輸出特例とはならない。

(13)・(14) (略)

#### 4-2-4 輸出令別表第6の解釈及び取扱い

輸出令別表第6の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。ただし、輸出令別表第2の1の項の中欄、並びに35の3の項(1)及び(6)並びに35の4の項の中欄に掲げる貨物(同表の35の3の項(1)及び(6)に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の36の項の中欄に掲げる貨物(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)を輸出しようとする場合並びに船舶又は航空機の乗組員が輸出令別表第2の2に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出する場合は輸出特例とはならない。また、船舶又は航空機の乗組員が別表第2の3第三号に掲げる貨物をロシアを仕向地として輸出する場合は輸出特例とはならない。ただし、当該乗組員が入国する際に身につけていたものを身につけたまま本邦から出国する場合には、規制の趣旨に鑑み、輸出承認の対象とはしない。

(1) (略)

(2) 輸出令別表第6に掲げる「携帯品」、「職業用具」、「引越荷物」及び「本人の私用に供すると認められる貨物」の範囲は、同表の備考に掲げられている貨物として妥当と認められるものをいう。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、輸出禁止措置の閣議決定の趣旨を踏まえ、「携帯品」、「職業用具」及び「引越荷物」の該非については、以下のとおり取り扱う。また、ロシアを仕向地とする輸出令別表第2の3第三号に掲げる貨物の輸出についても同様と

(5) ～ (11) (略)

(12) 輸出令別表第5第十二号に規定する「本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないもの(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)」の取扱いは次による。ただし、輸出令別表第2の20、21、21の2、25、35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であつてそれぞれの項の下欄に掲げる地域を仕向地とするもの、北朝鮮を仕向地とする貨物、輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の七までに規定するベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする貨物並びに同告示第三号及び第四号に該当する貨物は輸出特例とはならない。

(13)・(14) (略)

#### 4-2-4 輸出令別表第6の解釈及び取扱い

輸出令別表第6の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。ただし、輸出令別表第2の1の項の中欄、並びに35の3の項(1)及び(6)並びに35の4の項の中欄に掲げる貨物(同表の35の3の項(1)及び(6)に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の36の項の中欄に掲げる貨物(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)を輸出しようとする場合並びに船舶又は航空機の乗組員が輸出令別表第2の2に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出する場合は輸出特例とはならない。

(1) (略)

(2) 輸出令別表第6に掲げる「携帯品」、「職業用具」、「引越荷物」及び「本人の私用に供すると認められる貨物」の範囲は、同表の備考に掲げられている貨物として妥当と認められるものをいう。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、輸出禁止措置の閣議決定の趣旨を踏まえ、「携帯品」、「職業用具」及び「引越荷物」の該非については、以下のとおり取り扱う。

①～③ (略)

する。

①～③ (略)

(3) (略)

(4) 輸出令第4条第2項第四号に規定する「別表第2の2に掲げる貨物」及び「別表第2の3第三号に掲げる貨物」の解釈は、4-2-2の(4)の(二)と同じ。

4-3 (略)

5～7 (略)

8 許可及び承認の有効期限

8-1 (略)

8-2 有効期間の延長申請

有効期間の延長の申請は、当該輸出許可証又は輸出承認証の有効期間内に行うことを必要とする。有効期間経過後は、新たに輸出の許可又は承認を受けなければならない。

ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及びロシアを仕向地とする輸出令別表第2の3第三号の貨物の輸出については、原則として輸出承認証の有効期間の延長を行わない。

(注) (略)

9～13 (略)

別表第1～別表第3 (略)

(以下、略)

(3) (略)

(4) 輸出令第4条第2項第四号に規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は、4-2-2の(4)の(二)と同じ。

4-3 (略)

5～7 (略)

8 許可及び承認の有効期限

8-1 (略)

8-2 有効期間の延長申請

有効期間の延長の申請は、当該輸出許可証又は輸出承認証の有効期間内に行うことを必要とする。有効期間経過後は、新たに輸出の許可又は承認を受けなければならない。

ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出については、原則として輸出承認証の有効期間の延長を行わない。

(注) (略)

9～13 (略)

別表第1～別表第3 (略)

(以下、略)

「ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について」（令和4年3月15日付け輸出注意事項22第10号）

改正後	現行
<p>1 適用品目等</p> <p>(1) 輸出令別表第2の3に掲げる貨物（同表第二号フ及び<u>第三号</u>に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とするもの</p> <p>(2) 輸出令別表第2の3に掲げる貨物（<u>同表第三号に掲げる貨物を除く。</u>）のロシアを仕向地とするもの</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(注) 上記に掲げる貨物のうち、輸出令別表第2に掲げる貨物に該当する場合には、当該貨物に係る手続によるものとする。ただし、当該貨物の承認は、当該の貨物の承認基準のほか、本通達による承認基準も勘案の上で行う。</p> <p><u>なお、輸出令別表第2の3第一号又は第二号に該当する貨物であって、第三号にも該当する貨物の輸出については、承認を行わない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(別紙) (略)</p> <p>様式1～様式3 (略)</p>	<p>1 適用品目等</p> <p>(1) 輸出令別表第2の3に掲げる貨物（同表第二号フに掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とするもの</p> <p>(2) 輸出令別表第2の3に掲げる貨物のロシアを仕向地とするもの</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(注) 上記に掲げる貨物のうち、輸出令別表第2に掲げる貨物に該当する場合には、当該貨物に係る手続によるものとする。ただし、当該貨物の承認は、当該の貨物の承認基準のほか、本通達による承認基準も勘案の上で行う。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(別紙) (略)</p> <p>様式1～様式3 (略)</p>

「輸出事後審査事務取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出事後審査事務取扱要領（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第12号）

改正後	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 審査基準 事後審査は、2に掲げる関係書類等により次の事項について審査するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 輸出令別表第2中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出、<u>輸出令別表第2の3（第二号フ及び第三号を除く。）に掲げる貨物のベラルーシを仕向地とする輸出、輸出令別表第2の3に掲げる貨物のロシアを仕向地とする輸出、ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とする貨物の輸出、ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）、ロシアを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）及び外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約による貨物の輸出</u>であって輸出規則第3条の規定に該当するものの輸出については、輸出令第2条第1項の規定に基づく承認を受け、かつ、承認を受けたところから従って行われているか。 ただし、輸出令第4条第2項から第4項までの規定に該当するときは、この限りではない。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 審査基準 事後審査は、2に掲げる関係書類等により次の事項について審査するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 輸出令別表第2中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出、外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約による貨物の輸出であって輸出規則第3条の規定に該当するものの輸出については、輸出令第2条第1項の規定に基づく承認を受け、かつ、承認を受けたところから従って行われているか。 ただし、輸出令第4条第2項から第4項までの規定に該当するときは、この限りではない。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>